

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正(案)」(概要)について

1 改正の趣旨

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)については、第171回通常国会において、本人意思が不明な場合であっても、家族の承諾により脳死判定・臓器摘出を可能とすることや、臓器提供の意思に併せて書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができること等を内容とする、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)が可決・成立しました。

改正法の施行は、公布の日から1年を経過した日とされていますが、親族への臓器の優先提供に関する規定については、公布の日から半年を経過した日に施行されることとなっているため、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)(平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知)について所要の改正を行うものです。

2 改正の概要(※改正内容の基本的な考え方については、別紙参照)

- ① 親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示に関し、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。

＜改正箇所＞臓器の移植に関する法律の運用に関する指針 第1

- ② 親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示に関する規定を新たに追加することに伴い、臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合についての規定を削除すること。

＜改正箇所＞臓器の移植に関する法律の運用に関する指針 第1

- ③ 親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示について、以下のとおり規定すること。

＜改正箇所＞臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(新設)

ア 親族の範囲

臓器を優先的に提供する意思表示に関して法に規定する「親族」の範囲については、立法者の意思を踏まえて限定的に解釈し、配偶者、子及び父母(特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母、並びに届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。)とすること。

イ 意思表示の方法

親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができること。また、特定の親族を指定し、臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合は、当該臓器を当該親族を含む親族へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。

ウ 親族関係等の確認

親族への優先的な臓器のあっせんに際しては、親族関係及び当該親族本人であることについて、公的証明書により確認すること。
移植希望者（レシピエント）の選択の際に親族関係を確認できる公的証明書の入手が困難であることが明らかな場合には、入手可能なその他の公的証明書の情報及び家族・遺族（複数が見望ましい。）からの証言により、移植希望者（レシピエント）の選択を開始して差し支えないこと。ただし、可能な限り速やかに親族関係を確認できる公的証明書により確認すること。

エ 留意事項

- ・医学的な理由等から、必ずしも親族に対し移植術が行われるとは限らないこと。
- ・臓器を提供する意思に併せて、親族以外の者に対し当該臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合は、優先提供に係る意思表示は無効であり、単に臓器を提供する意思表示として取り扱うこと。
- ・臓器の提供先を限定する意思が書面により表示されていた場合は、親族に限定する場合も含め、脳死・心臓死の区別や臓器の別に関わらず、当該意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出は見合わせること。

- ④ コーディネーターは、臓器を提供する意思を表示していた者が、併せて親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していたか否かについて書面により確認すること。

確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族及び当該親族の移植希望者（レシピエント）登録の有無について把握すること。

<改正箇所>臓器の移植に関する法律の運用に関する指針 第4

3 根拠規定

臓器の移植に関する法律

4 施行日

平成22年1月17日

(参考)主なガイドラインの改正点に関する基本的考え方

○親族の範囲等について

| ガイドラインの内容 | 基本的考え方 |
|--|--|
| 親族の範囲については、「配偶者、子及び父母とする」 | <ul style="list-style-type: none"> ・改正法の国会審議において、親族の範囲については、立法者から「親子及び配偶者」と明確に答弁されていること。 ・改正法の国会審議において、立法者から「臓器移植の公平性の原則に極力抵触しないような仕組みにする必要がある」との答弁がされていること。 ・臓器売買の防止等の観点からは、範囲をできるだけ狭く解すべきであること。 ・家族概念の最小単位としては、「婚姻関係」と「親子関係」が考えられることから、立法者による「配偶者及び親、子」の意思は妥当と考えられること。 |
| 養子縁組については、特別養子縁組(※)以外の縁組による養子及び養父母は除く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年養子を広く認める日本の養子縁組制度の下では、臓器売買等の危険性を考えると、養子縁組については限定的に取り扱うべきであること。 ・要件が厳しく、実方の親子関係を終了させる特別養子縁組については、親族優先提供の範囲に含めることとして差し支えないと考えられること。 |
| 配偶者については、法律上婚姻関係にある者とし、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事実婚は、法律婚と同様の権利を認めるという流れにあるが、その関係を形式だけでなく、安定性も含めて統一的に確認することは困難であり、臓器移植の場面において、事実婚は確認が困難であること。 ・法律上の地位を差別する趣旨ではないが、臓器移植においては法律婚に限定すべきと考えられること。 |

(※)子の利益のため特に必要と認められる場合に、家庭裁判所の審判により成立する養子縁組。実方の父母等との親族関係が終了する。

○意思表示の方法について

| ガイドラインの内容 | 基本的考え方 |
|---|---|
| <p>特定の親族を指定した意思表示については、当該親族を含む親族へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・親族優先提供の意思表示は移植機会の公平の特例であることや運用上のトラブルを防ぐ必要があることを踏まえ、特定の親族を指定した意思表示があった場合には、順位付けがある場合も含め、指定された親族を含む親族一般への優先提供意思と解すべきであること。 ・優先提供の対象親族が複数人となる場合は、移植希望者(レシピエント)選択基準に従って医学的に優先順位を決定すべきであること。 |

○留意事項について

| ガイドラインの内容 | 基本的考え方 |
|--|---|
| <p>臓器の提供先を限定する意思(※)が表示されていた場合は、親族に限定する場合も含め、当該意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出は見合わせること。</p> <p>※親族以外への第三者への提供を拒否する意思が明確に認められる場合。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとされていること。 ・したがって、臓器の提供先を限定し、その他の者に臓器が提供されることを拒否する意思が明らかな場合には、親族への優先提供意思の前提となる臓器提供の意思が無いと解し、臓器提供を行うべきではないこと。 |